

関西広域産業ビジョン改訂委員会設置要綱

(目的)

第1条 関西広域連合の分野別広域計画である「関西広域産業ビジョン2011」(以下、「ビジョン」という。)の見直しを行うため、有識者等で構成する「関西広域産業ビジョン改訂委員会」(以下、「委員会」という。)を広域産業振興局内に設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) ビジョンの改訂に向けた検討に関すること。
- (2) その他ビジョンの改訂にあたって必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、関西広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体
- (3) 前各号に掲げる者のほか、関西広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(座長等)

第5条 委員会に座長及び座長代理を置き、座長は、委員の互選によってこれを定め、座長は座長代理を指名する。

- 2 座長は、委員会を総理する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、その職務を代理する。

(委員会開催)

第6条 委員会は、関西広域連合広域産業振興局長が招集する。

- 2 委員会は、第1条の目的を達成するために、年5回程度必要に応じて開催する。
- 3 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する事務は、関西広域連合広域産業振興局において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成31年3月31日をもって廃止する。